

第1章

計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

京都府教育委員会では、平成23年に今後10年を見通した教育の振興に関する基本計画として、「京都府教育振興プラン—つながり、創る、京の知恵—」を策定し、京都式少人数教育の中学校への拡充、高校入試制度改革など、多くの教育改革に取り組んでまいりました。

しかし、本プランの策定後、東日本大震災、大雨による災害、いじめや体罰による子どもの自殺、登下校中の交通事故など、子どもの命に関わる大きな災害や事件・事故が発生するとともに、子どもの貧困や人口減少など様々な事象が社会問題化しました。

また、平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画に基づき、国においては、グローバル人材の育成、道徳の教科化、主体的・協働的な学習の推進、学校・家庭・地域の連携協働などをテーマに様々な教育改革が行われ、教育環境が大きく変わろうとしています。

このような状況を踏まえ、京都府教育委員会では、本プランが示す「京都府の教育の基本理念、施策推進の視点」といった基本的な考え方を継承しつつも、今後5年間で必要な施策について本プランに盛り込むべきであると考え、改定することとしたものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項において地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都が持つ様々な力を活かした「京都府ならではの教育」を進めていく指針となるものです。

■ 教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3

計画の期間

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間です。

計画では、京都府の教育の基本理念として、「目指す人間像」や人づくりの基本となる3つの「はぐくみたい力」を掲げるとともに、基本理念の実現に向けた3つの「施策推進の視点」を定めています。

なお、京都府の教育の基本理念を実現するための「重点目標」と「主要な施策の方向性」については、施策の進捗状況、新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、中間見直しを行いました。

4

計画の進捗状況

京都市・乙訓地域では、平成 26 年度の入学生から、総合選抜制度や類・類型制度を廃止し、中学生が主体的に希望する高等学校を選択できるよう、入学者選抜制度を抜本的に見直しました。また、これに合わせて、平成 24 年度には「府立高校特色化推進プラン」を策定し、「府立高校全体のレベルアップ」と「各府立高校の特色化の推進」を柱とする取組を進めるなど、高等学校教育の充実に取り組んできました。

高等学校教育を充実し、入学した生徒の個性や能力を最大限に伸ばすためには、小・中学校9年間の学力向上が重要です。そのため、平成 25 年度から京都府学力診断テストの実施学年を小学校6年生から中学校1年生に変更し、中学校入学段階での学力状況を把握することで、小・中学校での指導方法の工夫・改善を図るとともに、振り返り学習を実施するなど、学力向上に取り組んできました。

このような取組の結果、全国学力・学習状況調査において、小・中学校とも全国平均を上回る学力が身に付いています。

また、平成 23 年4月には府立宇治支援学校を開校しました。同校には京都府スーパーサポートセンターを開設し、府立特別支援学校に設置した地域支援センターのネットワークの要として、府内の子ども、保護者、各学校（園）の様々なニーズに応える相談や研修・研究の支援を行うなど、京都府の特別支援教育の充実に取り組んできました。

いじめ問題については、平成 23 年 10 月に発生した大津市でのいじめ自殺事件が平成 24 年に社会的にも大きくクローズアップされたことを受け、平成 25 年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。京都府においては、平成 26 年4月に「京都府いじめ防止基本方針」を策定し、被害を受けた子どもの生命・身体の尊重を第一に考えながら、一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、いじめの防止、早期発見、早期解消に向けて社会総がかりで取り組んできました。

子どもの貧困の問題については、「国民生活基礎調査」によると、平成24年には子どもの貧困率は16.3%と過去最悪を示し、6人に1人の子どもが貧困世帯で暮らしています。このようなことを踏まえ、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。京都府においては、平成27年3月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向け、教育・福祉などの各機関が協働して取り組むこととしています。

公立学校施設の耐震化率は、東日本大震災を契機として耐震補強工事を加速化したことで、向上しています。また、京都府内で発生した通学途中の子どもが巻き込まれた交通事故をきっかけに、警察や道路管理者と連携した交通安全対策を進めています。

子どもを取り巻く状況が大きく変化する中で、家庭の果たす役割は大きなものがありますが、核家族化や少子化などを背景に、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。京都府においては、小学校入学前の子どもの保護者を対象に「親のための応援塾」を各小学校で実施し、就学前の子どもを持つ保護者同士で支え合い、子育ての不安や悩みを取り除くとともに、保護者同士のネットワークづくりを進めてきました。

地域で子どもを支え、育てていくためには、地域のつながりを強めることが重要です。京都府においては、休日や放課後などにおける子どもの居場所づくりを進めるとともに、地域住民及び企業やNPOと連携した学校支援活動がこの間、中学校で広がっており、住民同士のつながりが生まれ、地域の子どもへの関心が高まってきています。

